

矢作川沿岸地区 基準点測量他業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1 - 1 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「測量共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第 1 - 2 条	本業務は、全体実施設計「矢作川沿岸地区」における南部幹線水路(農専)の設計及び工事施工に資するための基準点測量・水準測量・路線測量及び現地測量を行うものである。	
(場 所) 第 1 - 3 条	本業務において対象施設とする南部幹線水路(農専)は、愛知県額田郡幸田町坂崎地先であり、「(別紙 1) 1. 対象施設」及び別添位置図に示すとおりである。	
(業務概要) 第 1 - 4 条	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第 3 章に示すものとする。 ・ 3 級基準点測量 1 4 点 ・ 4 級基準点測量 5 8 点 ・ 3 級水準測量 2 3 . 4 km ・ 路線測量 2 . 9 km ・ 現地測量 0 . 1 4 5 km²	
(履行確実性評価 の達成状況の確認) 第 1 - 5 条	本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等	
(一般事項) 第 1 - 6 条	業務請負契約書及び各共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 測量作業規程第 24 条(基準点測量作業計画)、第 51 条(レベル等による水準測量作業計画)については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。	

項 目	内 容	備 考																					
(配置技術者の確認) 第 1 - 7 条	(2) 測量予定線については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。 (3) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。 共通仕様書第 11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																						
(保険加入) 第 1 - 8 条	受注者は、共通仕様書第 38 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																						
第 2 章 作業条件 (作業基本条件) 第 2 - 1 条	本測量の基準となる既知点は、国土地理院が運営する「基準点成果等閲覧サービス」によるものとする。																						
(貸与資料) 第 2 - 2 条	貸与資料は、次表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th><th>数量</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良施設整理台帳付属図面</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>事業誌（矢作川総合地区、新矢作川用水地区）</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>新矢作川用水地区 南部幹線水路（上流部）測量設計業務報告書</td><td>1 式</td><td>平成 15 年度</td></tr> <tr> <td>新矢作川用水地区 南部幹線水路（中流部）測量設計業務報告書</td><td>1 式</td><td>平成 15 年度</td></tr> <tr> <td>新矢作川用水地区 南部幹線水路（下流部）測量設計業務報告書</td><td>1 式</td><td>平成 15 年度</td></tr> <tr> <td>新矢作川用水地区 南部幹線水路中流部測量業務</td><td>1 式</td><td>平成 17 年度</td></tr> </tbody> </table> 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合を除き完了検査時に一括して返納しなければならない。	資料名	数量	備考	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式		事業誌（矢作川総合地区、新矢作川用水地区）	1 式		新矢作川用水地区 南部幹線水路（上流部）測量設計業務報告書	1 式	平成 15 年度	新矢作川用水地区 南部幹線水路（中流部）測量設計業務報告書	1 式	平成 15 年度	新矢作川用水地区 南部幹線水路（下流部）測量設計業務報告書	1 式	平成 15 年度	新矢作川用水地区 南部幹線水路中流部測量業務	1 式	平成 17 年度	
資料名	数量	備考																					
土地改良施設整理台帳付属図面	1 式																						
事業誌（矢作川総合地区、新矢作川用水地区）	1 式																						
新矢作川用水地区 南部幹線水路（上流部）測量設計業務報告書	1 式	平成 15 年度																					
新矢作川用水地区 南部幹線水路（中流部）測量設計業務報告書	1 式	平成 15 年度																					
新矢作川用水地区 南部幹線水路（下流部）測量設計業務報告書	1 式	平成 15 年度																					
新矢作川用水地区 南部幹線水路中流部測量業務	1 式	平成 17 年度																					
(貸与資料の取扱い) 第 2 - 3 条	第 2-2 条に示す貸与資料に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																						

項 目	内 容	備 考
(関連業務) 第 2－4 条 第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3－1 条 <		

項 目	内 容	備 考
(管理技術者) 第 3 - 3 条	(3) 仮 BM 設置測量 仮 BM の設置は、監督職員の指示により行うものとする。 (4) 縦断測量 縦断面図の縮尺は、縦 S=1/100、横 S=1/500 とする。 (5) 横断測量 ア 中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。 イ 横断測量の縮尺は S=1/100 とする。 (6) 現地測量 現地測量の地図情報レベルは 500 とする。 1 管理技術者は、共通仕様書第 7 条によるものとし、測量士でなければならない。 2 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。	
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第 3 - 4 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.Cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に	

項 目	内 容	備 考
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4－1 条	URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5)費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。 共通仕様書第 10 条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 業務着手前の段階 第 2 回 中間打合せ (路線測量の作業計画立案時) 第 3 回 中間打合せ (測量線形決定時) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5－1 条	成果物を共通仕様書第 18 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1)成果物の電子媒体(CD-R 等)正副 2 部 (2)成果物の出力 1 部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
(成果物の提出先) 第 5－2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区昭和区安田通四丁目 8 番 (安田庁舎) 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6－1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他	

項 目	内 容	備 考
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙1)

1. 対象施設

名称：南部幹線水路（農専）

施 設 項 目	構 造 形 式 等	数 量
パイプライン区間	坂崎吐水槽～会下池上流部 最大取水量 $Q = 1.44 \text{ m}^3/\text{s}$ PC $\phi 1,000$ 、SP $\phi 1,000$ 、FRPM $\phi 1,000$ 、DCIP $\phi 1,000$ 計	2,866.20m

2. 作業項目内訳表

作業項目	作 業 内 容	数 量	備 考
1. 基準点測量			
1-1. 3級基準点測量	現地測量及び路線測量を行うため、3級基準点測量を実施する。	14 点	
1-2. 4級基準点測量	現地測量及び路線測量を行うため、4級基準点測量を実施する。	58 点	
2. 3級水準測量	路線測量を行うため、3級水準測量を実施する。	23.4 km	
3. 路線測量			
3-1. 作業計画	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
3-2. 現地踏査	路線選定のための現地踏査を実施する。	2.9 km	
3-3. 線形決定	上記 4-1 の作業等を踏まえ路線選定を行い、線形決定を行う。	2.9 km	
3-4. IP 設置測量	上記 4-2 の作業に基づき、IP 設置測量を行う。	2.9 km	
3-5. 中心線測量	上記 4-2 の作業に基づき、中心線測量を行う。なお、測量間隔は 20m を想定している。	2.9 km	
3-6. 仮 BM 設置	上記 4-2 の作業に基づき、仮 BM 設置を行う。	2.9 km	
3-7. 縦断測量	上記 4-4 の作業に基づき、縦断測量を行う。	2.9 km	
3-8. 横断測量	上記 4-4 の作業に基づき、横断測量を行う。 なお、測点間隔は 20m、幅は中心線より左右各々 25m を想定している。	2.9 km	
4. 現地測量	南部幹線水路（農専）の設計・施工に必要な現地測量を実施する。	0.145 km^2	
5. 点検取りまとめ	各作業項目の成果資料の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	